

日本におけるAI自律発明と特許制度——「成果の保護」と「発明者性」を分離した法政策・企業実務分析

調査範囲・方法論

本報告は、**2026年10月22日時点**で確認できる日本の一次資料を中心に、①「AIが生成した技術的成果そのものを特許等で保護できるか」という**成果の保護**と、②「AIそのものを特許法上の発明者として表示・認定できるか」という**発明者性**を、意識的に切り分けて分析する。両者はDABUS事件でしばしば一括して論じられるが、法的には別問題である。特に日本では、AI自律生成物が特許法2条1項の「発明」に該当し得るかという問題と、その発明について「特許を受ける権利」が誰に原始帰属し、誰を発明者として出願できるかという問題とを分離しないと、現在の議論を正確に把握できない。特許庁の2026年調査研究でも、AI自律発明を特許法2条1項の「発明」に含め得るという有識者意見が多い一方、企業等ではその保護の是非について意見が分かれている。¹

優先した資料は、特許庁・知的財産戦略本部の調査報告書、産業構造審議会特許制度小委員会資料・議事録、裁判所判決、製薬協の政策提言、日本弁理士会資料、各国特許庁・最高裁判所等の一次資料である。製薬企業やAI創薬企業については、各社の公式発表を用い、「AIを利用した創薬・発明の実例」と「法的にAIが自律発明者だったと認定された事例」とを混同しない。後者に該当する日本企業の公開事例は、本調査では確認できなかったため**未指定**とする。²

なお、「EU」の比較については、発明者指定の実務上もっとも直接的なのはEU機関ではなく**欧州特許条約（EPC）に基づく欧州特許庁（EPO）**であるため、本報告ではEPO判例を中心に扱う。EPOはDABUS事件でAIを発明者として指定することを認めていない。³

エグゼクティブサマリー

第一に、日本法上の結論が最も明確なのは「発明者性」である。特許庁は以前から、特許法36条1項2号の「発明者の氏名」は自然人の氏名を意味し、法人やAI・機械は発明者として記載できないとの運用を示している。DABUS事件では東京地裁が2024年5月16日にこの立場を支持し、知財高裁も2025年1月30日に控訴を棄却した。2026年3月4日に最高裁第二小法廷が上告受理申立てを受理しない決定をしたことにより、少なくとも**現行法上、AIそのものを発明者として特許出願することはできない**という結論が確定した。特許庁の2026年の制度審議もこの確定判断を前提としている。⁴

第二に、「AIを発明者にできない」ことは、「AIが関与した成果は特許にできない」という意味ではない。人間がAIを道具として利用し、その発明の特徴的・技術的部分の具体化に創作的に関与していれば、その自然人を発明者とする通常の特許出願が可能である。日本弁理士会の2026年ライフサイエンス向けガイドも、「生成AIは代わりに発明するものではなく研究・開発・知財を支援するツール」と位置付け、人間の創作的寄与があれば特許取得の対象となり得るとして、プロンプト、AI出力、人間による修正・改善、作業日時、実験ノート等の記録を推奨している。⁵

第三に、最も難しいのは「完全にAIが自律的に生み出し、自然人の発明者を特定できない成果」の扱いである。東京地裁は現行特許法の体系から自然人による発明を前提とする解釈を採ったが、知財高裁の議論およびその後の特許庁の整理では、「AI生成物がそもそも特許法2条1項の客観的な『発明』概念に入り得るか」と、「その成果について現行法上特許権を付与できるか」は分離して考えられている。特許庁の2026年調査では、多くの有識者がAI自律発明も2条1項の「発明」に含み得るとの見解を示す一方、**自然人の発明者がい**

なければ現行の権利発生・出願構造を通じて特許を取得することには重大な障害がある。つまり、現在の日本法は「発明者性」で入口が閉じるため、実務的には完全自律成果を通常の特許として保護できない、というのが重要なポイントである。 6

第四に、政府はAI発明者を直ちに認める方向には進んでいない。 知的財産推進計画2026は、「AI利用発明における発明、発明者、引用発明適格性等」について具体的検討が進んでいるとし、特許庁も2025～2026年に産業構造審議会で継続審議している。しかし、2026年10月22日までに本調査で確認した一次資料上、AIを自然人と同様の発明者にする特許法改正が成立した事実は確認できない。現在は、まず「人間+AI」の発明者認定、AI自律発明の保護の必要性、AI生成情報を先行技術としてどう扱うか等を整理する段階にある。 7

第五に、製薬産業は「AIを発明者にせよ」と主張するより、AI時代でも投資回収可能な知財制度と国際的な審査整合性を求める姿勢が目立つ。 日本製薬工業協会（製薬協）は2025年政策提言で、再生医療、AI・健康医療データ等の特性を踏まえた知財制度、AI・デジタル関連発明の審査基準を産業分野ごとに慎重に検討すること、および日本特許庁を中心とした国際的な審査基準・ガイダンスのハーモナイゼーションを政府に求めている。製薬協はデータ知財タスクフォースやライフサイエンス知財フォーラムも実施している。一方、確認した製薬協の主要政策文書には「AI自体を発明者と認めるべき」とする明示的要求はなく、この点の公式立場は**未指定**と評価するのが妥当である。 8

第六に、海外の主要法域は発明者性について驚くほど収斂している。 米国、英国、EPO、豪州、ドイツ、日本はいずれも、現行制度では発明者は自然人であるとの結論を採っている。英国最高裁は2023年、DABUS事件は「AI生成技術の特許で保護すべきか」という政策問題自体を決める事件ではないと明示した。米国も2025年の改訂USPTOガイダンスで、AI利用の有無にかかわらず通常のinventorship基準を適用し、AIは道具であって発明者にならず、人間による“conception”を中心に判断する方向を再確認した。 9

中心論点の対比

観点	① 成果の保護：AIが生んだ成果を特許で守るか	② 発明者性：AI自体を発明者にするか
問われていること	技術的成果が特許対象となり、排他的権利を付与できるか	願書・国内書面等の「発明者」にAIを記載し、法的にinventorと認めるか
現行日本法	AI支援発明 は、人間発明者が存在し通常の特許要件を満たせば保護可能。 完全AI自律発明 は、自然人発明者・特許を受ける権利の原始帰属の問題により、現行制度では特許取得が困難・事実上不可。 10	不可。発明者は自然人。 2026年3月にDABUS事件の知財高裁判断が確定。 11
特許法2条1項との関係	AI自律生成物自体を「自然法則を利用した技術的思想の創作」と評価できるとの有力説があり、特許庁2026年調査でも肯定意見が多い。 12	2条1項の「発明」に含まれるかどうかとは別問題。発明者表示、特許を受ける権利、権利承継の主体が問題となる。 13
人間+AI	人間に十分な創作的寄与があれば通常の特許制度で処理できるとの意見が多い。 14	AIを共同発明者として追加する必要・余地は現行法上ない。該当する自然人だけを発明者にする。 15
完全AI自律	保護するか否かは政策選択として未決着。企業の意見も分かれる。 12	現行法ではAI単独発明者は認めない。 16

観点	① 成果の保護：AIが生んだ成果を特許で守るか	② 発明者性：AI自体を発明者にするか
政策上の主要問題	投資インセンティブ、発明の大量生成、特許の希少性、先行技術、進歩性、開示・実施可能性	法人格、権利帰属、発明者名誉、責任、発明者表示、国際調和
法改正なしで対応可能な範囲	AI支援発明についてはかなり広い。ガイドライン整備で予見可能性を高め得る。 ¹⁷	AI自身の認定は困難。認めるには制度の根本的変更が必要
国際整合性	国ごとの審査・開示基準差は残る	主要国は「自然人のみ」で強く収斂。AI発明者承認は国際不整合を大きくする。 ¹⁸

結論を一文にすると、「AIを使って発明してもよい。しかし、現行法では発明者として出願するのは人間でなければならず、人間発明者が本当に存在しない完全自律成果をどう保護するかは、なお立法政策問題である」、というのが2026年秋の日本の位置である。¹⁹

日本法の現状、DABUS判決、政府・特許庁の政策形成

日本の特許制度では、特許法36条1項が出願書類について、出願人には「氏名又は名称」を、発明者には「氏名」を要求する。特許庁はこの文言差を根拠の一つとして、「氏名」は自然人の氏名を意味し、発明者欄には自然人を記載する必要があるとの公式運用を示している。AIや機械等を発明者として記載した場合には、自然人の発明者に補正するよう命じられることになる。¹⁵

他方、特許法2条1項は「発明」を技術的内容から定義している。このため、「AIが作った技術的思想は発明ではない」と形式的に終わらせるのではなく、①客観的な技術的成果が「発明」に該当するか、②誰が「発明をした者」で特許を受ける権利を取得するのか、③願書に誰を発明者として記載するか、という複数の層に分解する必要がある。実際、2026年特許庁調査ではAI自律発明を2条1項の「発明」に含め得るとの有識者意見が多かった。²⁰

東京地裁DABUS判決。2024年5月16日、東京地裁民事40部は令和5年（行ウ）第5001号で、発明者欄を「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」とした特願2020-543051について、自然人の発明者への補正を求めた特許庁の処分を適法とした。判決は、36条の「氏名」、29条1項の「発明をした者」、権利帰属の構造等から、現行特許法の発明者は自然人であるとした。また、AIの創作能力と人間の創作能力の違いは、当業者概念、進歩性、権利存続期間などにも波及し得るため、AI発明の制度設計は国民的議論と立法に委ねるのが適切との政策的示唆も示した。²¹

東京地裁判決原文：

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92981.pdf>

特に注目すべきなのは、東京地裁判決だけを読んで「AI生成成果はすべて特許法上の発明ではない」と一般化しないことである。その後の知財高裁判決および特許庁の審議では、仮にAI自律生成物が「発明」という客観的概念に含まれ得るとしても、自然人でないAIには特許を受ける権利が帰属せず、現行の制度構造では特許権を付与できない、という整理が前面に出ている。特許庁の第54回特許制度小委員会でも、DABUS判決は必ずしも「AI自律発明が2条の発明ではない」とまで決めたものではない、という区別を前提とする議論がなされている。²²

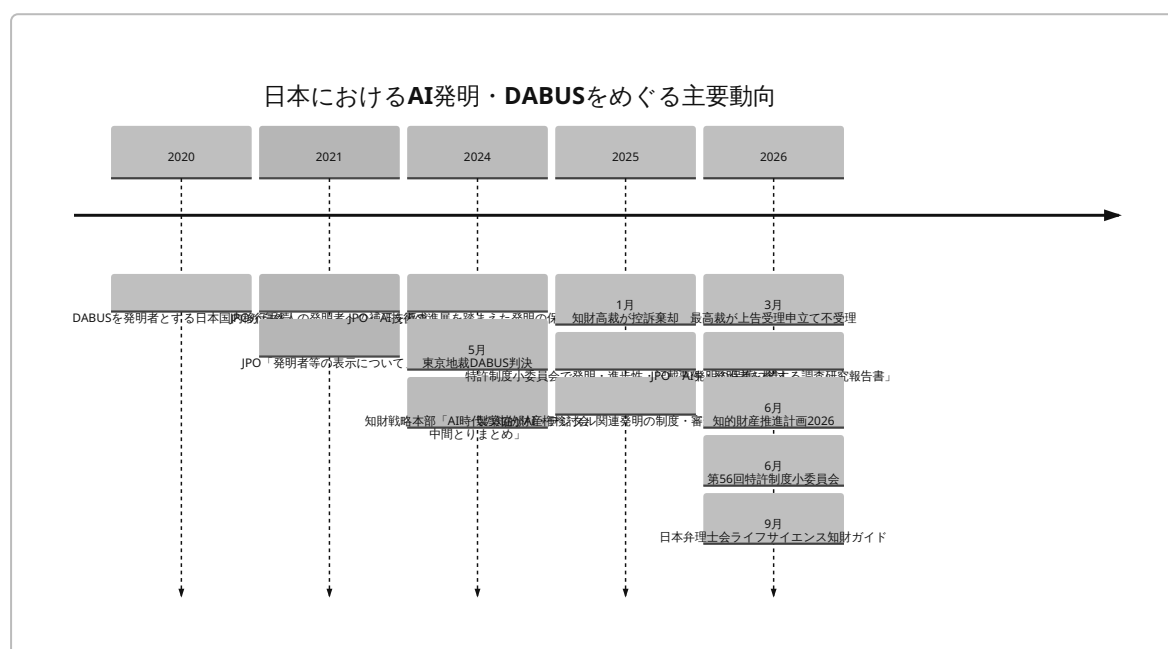
知財高裁。2025年1月30日、知財高裁は令和6年（行コ）第10006号で控訴を棄却した。重要なのは、AI自律成果の「発明該当性」と「特許付与可能性」を区別し、権利能力を有しない存在が発明者である場合には、現行特許法に基づいて特許を受ける権利が発生・帰属する法的仕組みがないという点を重視したことである。また制度変更は産業政策・国際協調を含む立法問題であるとの方向性を示した。²²

知財高裁判決原文：

https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/757/093757_hanrei.pdf

最高裁。2026年3月4日、最高裁第二小法廷は令和7年（行ヒ）第159号について上告受理申立てを受理しない決定をしたとされ、知財高裁判決が確定した。2026年6月の特許庁第56回特許制度小委員会も、最高裁段階で確定した現行ルールを前提に立法論を議論している。最高裁決定本文の裁判所ウェブサイト上の公開URLは、本調査では確認できなかったため**未指定**である。²³

この流れは次のように整理できる。



このタイムラインの背景資料として、JPOは2024年調査でAI利用発明・AI自律発明に関する国内外制度と実務を調査し、2025年には①発明該当性、②進歩性、③記載要件、④発明者の四つを主要論点として制度審議を開始した。2026年報告ではさらに、引用発明適格性や先使用権まで射程を広げている。知的財産推進計画2026も「AI利用発明における発明、発明者、引用発明適格性等」の具体的な検討が進行していると明記する。

24

なぜ「引用発明適格性」が重要か。AIが何百万もの化学構造・材料候補・設計案を生成し、それらが論文、データベース、ウェブ上に公開される場合、その情報がどの程度具体的に再現可能なら後願に対する「先行技術」となるのが問題になる。単なるAI出力をすべて先行技術とすれば特許空間が急速に埋まり得る一方、実施可能性のない出力を無視すれば同一内容について後から人間が特許を取得できるという問題が生じる。このため、AI時代の「成果の保護」は、誰を発明者とするかだけでなく、特許制度全体の新規性・進歩性インフラに及ぶ問題である。特許庁が2025～2026年の検討課題に引用発明適格性を加えたのはこのためである。²⁵

審査実務。JPOはAI関連発明の特別な別制度を作るのではなく、既存の発明該当性、進歩性、記載要件等をAI案件にも適用しながら、具体的な審査事例を拡充している。2024年にはAI関連技術について新たな事例を

追加し、その後もAI関連審査情報を更新している。つまり現状の実務では、「AIを使った」こと自体が拒絶理由ではなく、クレームされた技術的内容と人間の発明者性、開示の充足性が問題になる。²⁶

国内ステークホルダー、製薬産業、企業・スタートアップの実態

国内の議論には、「AI発明者を制度上認めたい」という理念的議論と、「AIを日常的に研究開発に使う企業が、既存制度の下で確実に権利化したい」という実務的要請の温度差がある。特に製薬企業では後者が強い。製薬の価値はAIが候補分子を生成した時点では完結せず、合成、in vitro・in vivo検証、安全性、製造、前臨床、臨床試験、承認まで巨額の追加投資が必要であるため、「AIが安く候補を生成できるなら特許インセンティブはいらない」という一般論をそのまま適用しにくい。この点は、AI自律発明一般とAI創薬を分けて政策設計すべき理由の一つである。製薬協自身もAI関連制度を「産業分野ごとに慎重に検討」することを求めている。²⁷

国内主要ステークホルダーの立場

ステークホルダー	成果の保護に対する立場	AIの発明者性に対する立場	評価
知的財産戦略本部・政府	AI利用発明の「発明・発明者・引用発明適格性」等を継続検討。AIイノベーションと知財制度の両立を志向。 ²⁸	AI発明者承認を決定した政策は確認できず。法改正も本調査では確認できない。	検討継続・結論未確定
特許庁	AI支援発明は既存制度で審査。完全自律発明の保護について企業意見は分裂し、有識者の議論を継続。 ¹⁷	発明者欄は自然人。DABUS確定判決を前提。 ²⁹	発明者＝自然人は明確
日本製薬工業協会	AI・健康医療データ等の特性に応じた知財制度、産業分野ごとの慎重な審査基準、国際ハーモナイゼーションを要望。 ³⁰	AIを発明者とすべきとの明示的政策要求は、確認した主要資料には見当たらない。	発明者性は未指定
製薬企業各社	AI創薬を実用的研究ツールとして積極導入。特許化・パイプライン化を前提としたAI-assisted innovationが中心。 ³¹	個社の公式「AI発明者承認」政策は本調査で確認できず。	未指定
日本弁理士会	AI利用成果も人間の創作的寄与があれば権利化可能。証拠記録、秘密管理、実験データを重視。 ⁵	現行制度では自然人のみ。	現行法重視
学界	現行法解釈として自然人発明者とする点は広く共有。完全自律成果に新たな保護を与えるべきかは議論が分かれる。 ³²	現行法上AIは発明者でないとの分析が主流。	立法論では多様
裁判所	現行特許制度による完全AI自律成果の保護を認めず。立法論としての検討余地を指摘。 ³³	AIは発明者になれないとの判断が確定。 ¹⁶	現行法の結論は確定
AI創薬・研究スタートアップ	AIによる候補生成、分子設計、実験自動化を事業化。IP帰属は契約で管理する事業モデルが多い。 ³⁴	AI自身の法的発明者性について明示的立場のない企業が多い。	商業実務先行

製薬協の政策活動。「ロビー活動」という表現については、非公開の働きかけを推測すべきではない。本調査で一次資料として確認できるのは、製薬協による公開の政策提言、政府への要望、専門家との意見交換、ライフサイエンス知財フォーラム、データ知財タスクフォースなどである。2025年政策提言は、「先端技術

に係る特性を踏まえた知的財産制度の創設」に向け、デジタル・AI関連発明を検討するタスクフォースを設け、政府に対してAIデジタル関連発明の審査基準等を産業分野ごとに検討し、国際的なハーモナイゼーションを推進するよう明示的に求めている。これは、AI発明者の法的な人格化よりも**権利化予見可能性と国際整合性を優先する産業政策要求**と読むのが適切である。 8

また、「知的財産推進計画2026」策定時の法人・団体意見提出者には製薬協知的財産委員会や日本弁理士会が含まれ、AI利用発明の発明該当性・発明者適格性が具体的な政策論点として政府に提示されている。公開意見には、AI支援があっても従来の「発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した自然人」を中心に判断すべきとの方向の意見も収録されている。ただし、当該PDFに収録された個々の文言を製薬協自身の意見と断定できない箇所があるため、個別帰属は**未指定**とする。 35

住友ファーマとExscientia。住友ファーマ（当時・大日本住友製薬）とExscientiaが共同創製したDSP-1181は、AI技術を利用して創製され、強迫性障害を候補適応症として臨床第I相へ進んだ事例である。これは、日本の製薬企業がAI生成・AI選択を研究開発パイプラインに組み込んだ代表例だが、「AIが法的に単独発明者だった」という事例ではない。むしろ、現実の創薬ではAI候補生成、人間の評価、合成、実験、選択、開発判断が連続しているため、**どこで発明が完成し、誰がその技術的特徴を具体化したかを証拠化することが重要になる**。 36

中外製薬。中外製薬は機械学習を用いた抗体配列設計・最適化等のAI創薬技術を研究開発に組み込み、AIが候補配列を生成・予測し、実験によって有望候補を確認するワークフローを展開している。これも法律上は「AI自律発明」と直結するものではなく、AIと研究者の共同的ワークフローの典型である。 37

Preferred Networks、MOLCURE、SyntheticGestalt等。Preferred NetworksはAIを用いて化合物候補を提案し、実際に合成・実験評価する創薬研究を行っている。MOLCUREはAI、次世代シーケンシング、実験自動化を統合してバイオ医薬分子探索を進めている。SyntheticGestaltは「人工知能により発明を自動化すること」を掲げるなど、より自律的な発明生成を事業目標に置く。このような企業が技術的に自律度を高めれば、現在はDABUSに限定して見える法問題が、実商取引上の権利帰属問題になる可能性が高い。最後の点は公開資料からの**推論**である。 38

契約実務も重要である。例えばAI創薬企業Elixは、サービスを通じて新規化合物等が発見された場合に顧客側が特許出願できるよう、成果に対する権利を自社が当然に主張しない旨を示している。これは「誰が発明者か」を契約で変えられるという意味ではないが、**成果物・データ・モデル・改良・特許を受ける権利の承継関係を契約で整理する必要性**をよく示している。発明者性は法律問題、経済的帰属は契約問題、という二層構造を企業は明確に分けるべきである。 39

海外判例・政策比較と日本への示唆

主要国で共通するのは、「AIが発明プロセスに強く関与すること」と「AIを法的発明者として登録すること」を分けるアプローチである。DABUS訴訟では、主要法域の最終的な司法判断はほぼ一貫して自然人発明者を要求している。一方、AI-assisted inventionの保護を否定しているわけではない。 40

法域	AIそのものを 発明者にできるか	AI支援成果の特許保護	DABUS・主要根拠	日本への示唆
日本	× 自然人のみ。2026年に確定。 16	○ 人間に創作的寄与があり、通常要件を満たす場合	東京地裁2024、知財高裁2025、最高裁2026	「成果」と「発明者」を分離する立法論が必要

法域	AIそのものを 発明者にできるか	AI支援成果の特許保護	DABUS・主要根拠	日本への示唆
米国	× 自然人のみ	○。2025年USPTO改訂ガイダンスは、AI利用の有無にかかわらず通常のconception基準を適用。 41	Thaler v. Vidal, 43 F. 4th 1207 (Fed. Cir. 2022) 42	日本もAI専用発明者テストを作るより、既存の創作的寄与基準を具体化する選択肢
英国	× 発明者はpersonでなければならない	人間がAIを利用した発明は保護可能。完全AI生成物は制度検討対象	Thaler v Comptroller-General [2023] UKSC 49. 43	司法判断と「保護すべきか」という立法政策を明確に分離
EPO/ EPC	× AIは発明者として指定不可	AIを利用して開発した発明について自然人発明者の指定は可能	J 8/20, J 9/20。2026年T 528/25も関連。 44	国際出願では人間発明者を整合的に特定することが重要
豪州	×。一審ではAI発明者を認めたがFull Courtが覆した	AI支援発明自体を排除しない	Commissioner of Patents v Thaler [2022] FCAFC 62. 45	一時的なAI発明者承認が上級審で覆った例。文言論だけで制度変更する危険を示す
ドイツ	× 自然人が発明者	AI利用の補足的記載には比較的柔軟な余地	BGH X ZB 5/22, 11 June 2024. 46	「人間発明者+AI利用の付記」という透明性確保の中間モデルが参考になる
南アフリカ	DABUSを発明者とする特許が受理された例あり	—	EPOが2026年時点でも例外的事例として整理。 47	主要国の実体審査・司法判断の趨勢とは異なるため、国際標準とは評価しにくい

米国。 連邦巡回区控訴裁判所は2022年のThaler v. Vidalで、Patent Act上のinventorは自然人に限定されると判断した。さらに重要なのは、USPTOが2025年11月にAI-assisted inventorship guidanceを改訂し、2024年ガイダンスを置き換え、「AI利用発明」だけの特殊な発明者基準を作らず、すべての発明について同一の法的基準を適用するとした点である。AIは研究機器・ソフトウェア等と同様の「tool」であり、人間によるconceptionが中心になる。これは日本の2026年調査で多数の企業・有識者が「AIを利用した発明も現行の発明者認定基準で対応可能」とした方向と近い。48

米国原典：

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf

<https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions>

英国。 英国最高裁は2023年12月20日の[2023] UKSC 49で全員一致でDABUS側の上告を棄却した。ただし最高裁は、事件が「AIが自律的に生成した技術的進歩を特許で保護すべきか」という広範な政策問題を判断するものではなく、現行Patents Act 1977の解釈問題であると明確に限定した。この区別は日本にとって重要で

ある。すなわち、裁判所が「現行法ではAI発明者不可」と判断しても、国会が別の「成果保護」制度を設けることを論理的に否定するものではない。⁴³

英国政府も2022年のAI・IPコンサルテーションで、AI-devised inventionsのために「今すぐ」特許法を変更しないとの結論を採った。多くの回答者が完全自律発明を行うAIはまだ十分成熟していないと考えた一方、将来的な見直しを約束している。また、AIが研究開発プロセスへの寄与を増した場合の特許保護について製薬産業から特に懸念が示されたことが政府回答に記録されている。⁴⁹

英国原典：

<https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2021-0201>

<https://www.gov.uk/government/consultations/artificial-intelligence-and-ip-copyright-and-patents/outcome/artificial-intelligence-and-intellectual-property-copyright-and-patents-government-response-to-consultation>

EPO。J 8/20、J 9/20は、EPC81条がinventorの指定を要求し、EPC60条1項が特許を受ける権利をinventorまたはその承継人に付与していることから、法的能力を持たないAIを発明者とする出願を認めなかった。また、単にDABUSの所有者・作成者であるというだけではAIからの権利承継の根拠にならないとした。一方、EPO判例は「発明がAIを利用して開発された」ということ自体と発明者指定問題を区別している。⁵⁰

EPO原典：

<https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1>

豪州。豪州は比較法上とくに興味深い。2021年の第一審ではAIをinventorとできるとの判断が一時的に示されたが、Full Courtは2022年の[2022] FCAFC 62でこれを覆し、特許法制の歴史と権利帰属構造から自然人発明者を要求した。その後、High Courtへの特別上告許可は認められなかった。したがって「豪州はAI発明者を認めている」という説明は現在では誤りである。⁵¹

豪州判決資料：

<https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/1646>

ドイツ。ドイツ連邦通常裁判所（BGH）は2024年6月11日、X ZB 5/22で、発明者は自然人でなければならないとの原則を維持した。その一方で、自然人を発明者として指定したうえでAIとの関係を補足的に記載することについて、他国より柔軟なアプローチを示した点が注目される。日本が将来「AI利用の透明性」を求める場合、AIを法的発明者にせず、任意のAI利用表示欄を設けるという中間策の参考になり得る。後半は比較法からの政策的推論である。⁴⁶

ドイツ判決資料：

<https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/2495>

比較法上の大きな結論は、**主要国間で「AIをinventorにする競争」は起きていない**ということである。むしろ政策競争は、「人間+AIのイノベーションをどれだけ予見可能・低コストで特許化できるか」「完全自律成果に特別保護が本当に必要か」「AI大量生成物を先行技術・進歩性でどう扱うか」という方向へ移っていると評価するのが適切である。⁵²

政策オプション、倫理・経済影響、可能な法改正

日本が採り得る政策は、「AIを発明者にする／しない」という二択ではない。むしろ、**発明者の自然人原則を維持したまま成果の保護だけを調整する制度**を含む複数の選択肢が存在する。2026年の特許庁調査で企業意見が分かれたこと、また学説からAI自律生成物が希少でないなら従来型の特許インセンティブを拡張する必

要性は弱いとの指摘があることから、立法は技術的可能性ではなく、保護を追加することでどの「市場の失敗」を解消するかを明示する必要がある。⁵³

政策オプション	制度内容	法的影響	実務・経済的影響	評価
現状維持＋ガイドライン強化	発明者は自然人。AI支援発明は従来基準で処理。人間の寄与事例を大量に公表	法改正不要	国際整合性が最高。企業は発明者記録を整備する必要	短期的に最も現実的
発明者認定基準を法律・審査便覧で明確化	課題設定、AI入力設計、出力選択・修正、実験的確認等がいつ創作的寄与になるかを明確化	軽度～中度の制度変更	発明者紛争を減らす、詳細すぎるルールは技術進歩で陳腐化するリスク	有力。ただし原則ベースが望ましい
AI利用開示制度	発明者は自然人のまま、AIの重大な利用を任意または義務的に開示	手続規則等の改正	透明性・政策データ向上。一方で「どのAI利用から開示か」の境界コスト	任意・限定的制度が比較的合理的
完全自律成果の権利帰属みなし規定	AIを発明者にせず、運用者・所有者等に特許を受ける権利を法定付与	29条、33条、36条などの体系調整が必要	完全自律成果も通常特許化できるが、「所有者・開発者・利用者の誰か」が難問	発明者性を壊さず保護できるが設計困難
AI自律成果専用のsui generis権	短期間・限定的な独自権を新設	新法または特許法内の特別章	通常特許の20年独占を避けられるが、新しい権利レイヤーがFTOを複雑化	中長期候補
AIを正式な発明者として認める	AIをinventorに指定し、権利を所有者等へ帰属	法人格・権利承継・名誉権・手続を広範に再設計	国際出願との不整合が大。AI自身に発明者資格を与える実益も不明確	現時点では優先度が低い
完全自律成果には排他的権利を与えない	人間発明者のいない成果はパブリックドメイン。営業秘密等のみ利用	現行法に近い	AI大量生成による特許囲い込みを防止。ただし高額な検証投資の回収問題	一般技術では有力、創薬では慎重検討が必要

現状維持＋発明者ガイダンスは、短期的には最も合理性が高い。特許庁2026年調査では、多くの企業・有識者がAI利用発明も現行の発明者認定基準で対応可能と答えている一方、ガイドライン公表を望む意見もある。ただし、細かすぎるルールが「この操作をすれば発明者」という形式的チェックリストになり、技術進歩に追いつけなくなる懸念も示されている。米USPTOが2025年に「AI専用基準」から、伝統的conception基準をAI利用の有無にかかわらず適用する方向を強調したことは、この選択肢を支持する比較法材料になる。

54

AI利用開示制度は、発明者性とは別の透明性政策として検討に値する。たとえば発明者欄は自然人のまま、「発明プロセスに生成AI・探索AIが実質的に使用されたか」を任意的に記録する方式である。これによりJPOは技術動向を把握でき、後の発明者紛争時には証拠となり得る。一方、日常的な統計解析、検索、翻訳、コード補完まで開示対象とすれば実務負担が過大になるため、義務化するなら「発明の特徴的部分の形成に

実質的役割を果たしたAI」に限定する等の閾値が不可欠である。これは既存資料を踏まえた**政策提案**であり、現行日本法の義務ではない。 55

権利帰属みなし規定は、①成果の保護と②発明者性を最も明確に分ける案である。たとえば「AI自律発明については、AI運用者を特許を受ける権利の原始取得者とみなす。ただしAIは発明者とは扱わない」という設計が理論上可能である。しかし、AIモデルの開発会社、基盤モデル提供者、ファインチューニング実施者、学習データ提供者、プロンプト作成者、計算資源所有者、出力を選択・検証した企業のどこに権利を置くべきかという難問が発生する。DABUS事件で単なるAI所有を権利取得根拠とする主張が英・EPO等で採用されなかったことは、この問題の難しさを示す。 56

sui generis権には一定の論理がある。完全自律AIが極めて高速・低コストで技術案を大量生成できるようになれば、「20年間の通常特許」を一つひとつ付与することは、発明促進より特許密度・FTOコスト・特許の数を増加させる可能性がある。その場合、登録要件を簡素化し、権利期間を短くし、差止めまたは損害賠償の範囲を限定した独自制度の方が比例的かもしれない。東京地裁自身も、AI発明についてはAIがもたらす社会経済構造変化を踏まえ、通常特許と異なる存続期間を制度設計する余地があると指摘している。 57

しかし、**製薬では事情が違う**。AIが10万個の候補分子を安価に生成できても、そのうちどれが安全で有効な医薬品になるかを証明するコストは依然として大きい。したがって「発明案が豊富だから独占権は不要」という議論だけでは、臨床・規制段階の投資インセンティブを説明できない。製薬協が、AI等の先端技術について分野ごとの特性を踏まえた制度検討と、医薬品研究開発投資を支える市場独占・データ保護を重視していることは、この産業固有性を示している。 8

AIを正式に発明者と認める案は、象徴的には分かりやすいが、政策目的に対して制度コストが非常に大きい。AIは権利能力を持たず、特許を受ける権利を保有・譲渡できず、雇用関係もなく、発明者としての人格的利益を享受する主体でもない。結果として、AIを発明者に認定した直後に「その権利は誰に帰属するか」という第二の擬制が必要になる。しかも日米英EPO豪独の主要制度との互換性を失う。したがって、AI投資を保護することが目的なら、AIに「発明者」という法的地位を与えるより、必要なら成果の権利帰属を直接規定する方が法技術的には簡潔である。これは比較法から導かれる**政策評価**である。 58

倫理面でも同様である。「発明者」という概念には単なる経済的所有権だけでなく、誰が新しい技術的思想を生み出したかという帰属・説明責任機能がある。AI名義を導入すると、人間側の研究設計、データ選択、出力選択、実験検証といった実質的貢献をかえって見えにくくする可能性がある。他方、人間の実質的貢献がないのに、形式上だけ社員を「発明者」とすることも望ましくない。したがって倫理的にも、AIを擬人化するより**人間の創作的寄与を正確に記録し、AI寄与を別のメタデータとして透明化する制度**の方が説明可能性は高い。日本弁理士会がプロンプト、出力、修正、実験ノート等の記録を推奨するのは、この方向と整合する。 59

学術的には、中山一郎教授が、特許制度を「市場の失敗」、すなわち発明の過少生産を是正するインセンティブ制度として捉え、AI自律生成物が大量かつ低コストで生成され「希少な財」でなくなるなら、独占権を拡張する産業政策上の必要性は低下し得ると論じている。ただし同論文自身も、それがAI関連発明へのインセンティブを一切不要とすることや、現行法に解決すべき問題がないことを意味しないと留保する。この「生成コスト」と「検証・実用化コスト」を分ける視点は、とりわけ創薬政策に重要である。 60

企業向け実務対応、出願戦略、推奨アクション

企業にとって当面もっとも重要なのは、AI発明者法制の将来予測より、**現在のR&Dプロセスを「自然人の創作的寄与が後から証明できる形」に作り替えること**である。とりわけ創薬、材料、半導体設計などAIによる候補生成が急速に自動化される分野では、成果が出てから発明者を思い出して決める従来型の発明届フローは危険になりつつある。JPOの2026年調査、日本弁理士会ガイド、米USPTOの2025年ガイダンスはいずれも、AIの利用そのものではなく自然人の実質的創作への寄与を中心に考える方向で整合している。 61

第一の推奨は「AI Inventorship File (AI発明者性ファイル)」を案件ごとに作ることである。少なくとも、研究課題を誰が具体化したか、AIへの入力・制約条件を誰が設計したか、AIが何を出力したか、誰がどの候補をどの技術的理由で選択したか、誰が出力を修正・組み合わせたか、誰が実験を設計し、どの結果から技術的特徴を確定したかを時系列で記録する。プロンプトだけでなく、モデルバージョン、設定、入力データ、候補ランキング、却下理由、コード変更、ラボノートも保存することが望ましい。日本弁理士会もプロンプト、AI出力、人間による修正・改善、日時、実験ノート等の記録を具体的に推奨している。⁵⁹

第二に、発明者判断は「誰がAIを操作したか」ではなく「クレームされた技術的特徴に誰が創作的に関与したか」で行うべきである。単なるモデルの起動、一般的な課題提示、資金提供、管理職としての承認だけで人間発明者を作り出そうとするのは避けるべきである。逆に、AIが提案した候補をそのまま受け入れたのではなく、科学的理由に基づいて選択・修正し、予想外の技術的関係を見出し、実験によって具体的な構成へ完成させた研究者については、その寄与をクレーム単位で評価すべきである。日本でAI利用発明について既存の発明者認定基準を利用できるとの意見が多いことも、このアプローチを支持する。⁶²

第三に、完全自律化を知財設計上の「成果」と無条件に考えないことである。R&Dパイプラインを完全自律化した結果、人間の創作的寄与を誰にも帰属できなくなると、技術的成果は優れていても特許取得の入口を失う可能性がある。現行日本法では、後から形式的に社員一名を発明者として付ければ問題が解決するとは考えるべきでない。企業が特許保護を重視する技術については、人間研究者が単なる承認者ではなく、課題設定、出力評価、改良、実験設計等で実質的な知的寄与を行うR&D工程を意識的に残すことが合理的である。これは現行制度を踏まえた**実務的推奨**であり、虚偽の人間寄与を「作る」ことを意味しない。⁶³

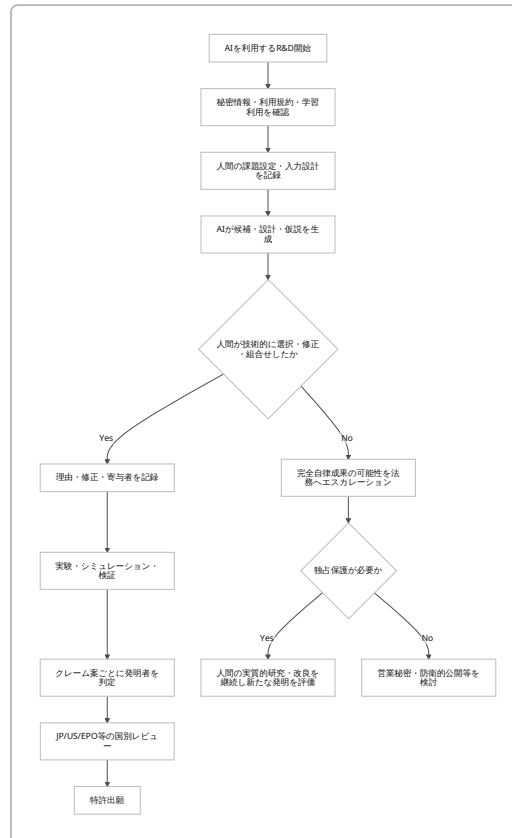
第四に、化学・医薬・バイオではAI予測だけで明細書を完成させないことである。予測化合物、予測活性、予測抗体配列だけでは、発明の技術的裏付け、実施可能性、サポート要件等で問題となり得る。日本弁理士会のライフサイエンスガイドも、AIを支援ツールとして位置づけつつ、比較例や実験データを追加し、将来展開に耐える権利構成を検討することを推奨している。AIが数千候補を生成した時点ではなく、実験結果に基づいて特許ストーリーが成立する時点を発明完成・出願判断の重要なマイルストーンにするのが安全である。⁶⁴

第五に、生成AIへの入力を「公開」と同視しない一方、秘密管理リスクとして厳格に扱うべきである。外部AIサービスへの未公開發明、化合物構造、研究仮説、患者関連情報等の入力は、利用規約やモデル学習設定によって外部利用・保存される可能性があるため、利用前に企業契約、データ保持、学習利用、ログ管理を確認すべきである。日本弁理士会も、外部モデルに発明内容を入力することによる情報漏えいや新規性への影響に注意を促している。⁵⁹

第六に、AIベンダーとの契約を「出力の所有権」だけで終わらせないことである。少なくとも、入力データ、AI出力、モデル改良、ファインチューニング成果、フィードバックデータ、発明届への協力、発明者調査へのログ提供、特許を受ける権利の譲渡、第三者学習への利用可否、秘密保持、サービス終了後のデータ消去、特許紛争時の証拠保存を明示することが望ましい。AIベンダーが成果権を主張しないビジネスモデルも存在するが、発明者性そのものは契約だけでは変更できないため、「経済的帰属」と「法定発明者」を別条項・別判断として管理すべきである。³⁹

第七に、グローバル出願では一つの「発明者ストーリー」を作りながら、国別法を上乗せする。日本、英国、EPO、豪州、ドイツ、米国はいずれも自然人発明者を基本とするため、DABUSのように国ごとにAIを発明者にする戦略は現在ほぼ成功しない。もっとも、米国はconceptionを特に重視し、ドイツにはAIとの関係の補足記載について独自の柔軟性があるため、同一PCT案件でも発明者検討メモは国別レビューを行うべきである。⁶⁵

実務フローとしては、次のようなゲート管理が望ましい。



特に「完全自律成果」と判定された案件では、現行日本法の下で無理に人間名義の発明者を作るのではなく、①その後の人間による技術的改良部分について特許を狙う、②ブラックボックス工程やパラメータを営業秘密として守る、③第三者特許を阻止する必要があるれば実施可能性を意識した防衛的公開を検討する、④契約・データベース権・著作権等の他の保護手段を個別に検討する、というポートフォリオ戦略が合理的である。どの方法が適切かは技術分野ごとに異なり、特に医薬品では化合物・用途・製法・製剤・バイオマーカー等を複層的に権利化する必要がある。 66

企業の経営レベルでは、現時点で「AI発明者になる日」を待つよりも、**AIの利用率、発明者判定困難案件数、外部AIへの秘密情報入力、AI起点の特許出願件数、実験検証済みAI候補の比率**を知財KPIとしてモニターの方が実効的である。AIの自律度が上がり、「人間の発明者を合理的に特定できない案件」が実際に増えた時点で、初めて完全AI自律発明向け法改正の経済的必要性を実証できるからである。これは、現在の特許庁が技術進歩と実態調査を踏まえながら制度を検討している方向とも整合する。 67

総合評価と主要原典

2026年秋時点の日本を最も正確に評価すると、「**AI発明者問題について司法上の現行法解釈は決着したが、AI自律成果をどの程度保護すべきかという立法政策問題は決着していない**」という状態である。前者については、AIは自然人ではないため発明者にはなれず、DABUS事件でこの結論が確定した。後者については、AI自律成果が特許法2条1項の「発明」概念に客観的に入り得るとの有力な考え方があり、特許庁自身もその問題を開いたまま、発明者、引用発明適格性、記載要件、先使用权等を検討している。 68

したがって、立法論として「AIを発明者にするか」を最初に問うのは順序が逆である。まず問うべきなのは、**完全自律AIによって生成された成果について、特許という強い排他的権利を追加しなければ、どのような研究開発が過少供給になるのか**である。その市場の失敗が実証できた場合に、誰に権利を与えるのか、期間は何年か、通常特許かsui generis権か、そして最後に発明者表示をどうするかを決めるべきである。学術的な

インセンティブ論、英国政府の慎重な政策判断、日本の2026年調査の企業意見の分裂はいずれも、この段階的なアプローチを支持する。 69

製薬産業についてはさらに慎重さが必要である。AIが「発明候補の生成コスト」を劇的に下げても、「候補を医薬品に変える検証・臨床・規制対応コスト」までは消えない。このため、一般的な生成AIの大量出力を念頭に特許保護を弱める政策と、AI創薬の投資インセンティブ政策を同一に扱うべきではない。製薬協が産業分野別の慎重な審査基準検討と国際ハーモナイゼーションを要求している点は、政策設計上重視すべきである。 30

企業に対する最終的な推奨は、「AIを発明者にする戦略」ではなく、「AIを使っても人間の真正な創作的寄与を説明・証明できるR&Dと知財ガバナンスを構築すること」である。短中期には、この方が日本、米国、英国、EPO、豪州、ドイツにまたがる国際出願との互換性が圧倒的に高い。完全自律案件だけを別ルートで管理し、その発生件数・投資額・特許保護がないことによる損失をデータ化することが、将来の立法提言にも最も説得力を持つ。 70

主要な日本語一次資料・公式資料

資料	要旨	原典
特許庁「発明者等の表示について」	発明者欄の「氏名」は自然人。AI・機械は発明者として記載不可。 15	https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsume.html
東京地裁 令和5年（行ウ）第5001号、2024年5月16日	DABUSを発明者とした出願却下を適法と判断。立法論の必要性にも言及。 71	https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92981.pdf
知財高裁 令和6年（行コ）第10006号、2025年1月30日	控訴棄却。自然人発明者・特許を受ける権利の構造を重視。 72	https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/757/093757_hanrei.pdf
最高裁第二小法廷 令和7年（行ヒ）第159号、2026年3月4日	上告受理申立て不受理により知財高裁判断確定。裁判所公開原文URLは本調査では 未指定 。 73	未指定
特許庁「AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究」2024	AI利用発明・AI自律発明、各国制度・判例、審査実務を調査。 74	https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2024_05.pdf
特許庁「AI発明の保護に関する調査研究報告書」2026	AI自律発明の保護について企業意見が分裂。2条「発明」への包含を肯定する有識者意見が多い。発明者・引用発明適格性・先使用权等を分析。 12	https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_09_zentai.pdf
同・要約版	政策上の主要結論を整理。 75	https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_09_yoyaku.pdf

資料	要旨	原典
特許庁「AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」2025	発明該当性、進歩性、記載要件、発明者を主要論点として整理。 76	https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryuu/02.pdf
知的財産戦略本部「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」2024	AIと知財全体の制度論を整理。 77	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf
「知的財産推進計画2026」	AI利用発明の「発明、発明者、引用発明適格性等」を具体的な検討中と明記。 78	https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf
製薬協「政策提言2025」	AI・健康医療データ等に適用した知財制度、分野別審査基準、国際ハーモナイゼーションを政府に要望。 8	https://www.jpma.or.jp/news_room/release/2025/eo4se30000005mgq-att/2025.pdf
日本弁理士会「バイオ・ライフサイエンス知財ガイド」2026	AIは支援ツール、人間の創作的寄与・ログ・実験記録・秘密管理を重視。 5	https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2026/09/guidebook.pdf
中山一郎「AIは発明者たり得るか？一解釈論及び立法論上の課題一」	現行法解釈とインセンティブ・希少性を基礎とした立法論を分析。 60	https://www.inpit.go.jp/content/100882567.pdf

主要海外原典

法域	原典
英国最高裁 Thaler v Comptroller-General [2023] UKSC 49 79	https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2021-0201
英国政府 AI and IP consultation response 49	https://www.gov.uk/government/consultations/artificial-intelligence-and-ip-copyright-and-patents/outcome/artificial-intelligence-and-intellectual-property-copyright-and-patents-government-response-to-consultation
米CAFC Thaler v. Vidal 42	https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf
USPTO 2025 Revised Inventorship Guidance 41	https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions
EPO J 8/20 80	https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1

豪州 Commissioner of
Patents v Thaler [2022]
FCAFC 62 ⁸¹

<https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/1646>

ドイツ BGH X ZB 5/22

⁴⁶

<https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/2495>

総じて、日本の立法政策として現時点で最もバランスがよいのは、**自然人発明者原則を維持しつつ、AI-assisted inventionについて発明者認定・記録・審査ガイダンスを精緻化し、完全AI自律発明については実際の発生頻度と投資インセンティブへの影響を観測した上で、「AIを発明者にする」以外の権利帰属・sui generis保護も含めて検討することである。**これは主要国との国際整合性を維持しながら、日本企業、とりわけ創薬・材料等のAI-intensive R&Dに必要な権利の予見可能性を高める政策経路である。 ⁸²

¹ ¹⁰ ¹² ¹⁴ ¹⁷ ¹⁹ ²⁰ ⁵³ ⁵⁴ ⁶¹ ⁶² ⁶⁷ ⁸² AI発明の保護に関する調査研究報告書

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_09_zentai.pdf?utm_source=chatgpt.com

² ³¹ ³⁶ Sumitomo Dainippon Pharma and Exscientia Joint ...

https://www.sumitomo-pharma.com/news/20200130.html?utm_source=chatgpt.com

³ ⁴⁴ ⁵⁰ Press Communiqué on decisions J 8/20 and J 9/20 of the ...

https://www.epo.org/en/law-and-practice/boards-of-appeal/communications/press-communique-decisions-j-820-and-j-920-legal?utm_source=chatgpt.com

⁴ ¹¹ ¹⁵ ²⁹ ⁶³ 発明者等の表示について | 経済産業省 特許庁

https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsume.html?utm_source=chatgpt.com

⁵ ⁵⁵ ⁵⁹ jpaa.or.jp

<https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2026/09/guidebook.pdf>

⁶ ⁷⁵ AI発明の保護に関して

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2025_09_yoyaku.pdf?utm_source=chatgpt.com

⁷ ²⁸ ⁷⁸ 知的財産推進計画2026

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_all.pdf?utm_source=chatgpt.com

⁸ ²⁷ ³⁰ jpma.or.jp

https://www.jpma.or.jp/news_room/release/2025/eo4se30000005mgq-att/2025.pdf

⁹ ¹⁸ ⁴³ ⁵⁶ ⁵⁸ ⁷⁹ Thaler (Appellant) v Comptroller-General of Patents, ...

https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2021-0201?utm_source=chatgpt.com

¹³ 産業構造審議会知的財産分科会 第 54 回特許制度小委員 ...

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/index/newtokkyo_054.pdf?utm_source=chatgpt.com

¹⁶ ²³ ⁶⁸ ⁷³ 日本における審理状況 of 弁理士法人 太陽国際特許事務所

https://www.taiyo-nk.co.jp/dabus/dabus06.html?utm_source=chatgpt.com

²¹ ³³ ⁷¹ courts.go.jp

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92981.pdf>

- 22 72 人工知能ダバス（DABUS）に関する令和7年1月30日知財高裁判決（令和6年（行コ）第 ...
https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5599/?utm_source=chatgpt.com
- 24 74 AI技術の進展を踏まえた発明の 保護の在り方に関する 調査 ...
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/2024_05.pdf?utm_source=chatgpt.com
- 25 特許制度に関する検討課題について
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/53-shiryou/01.pdf?utm_source=chatgpt.com
- 26 AI関連技術に関する特許審査の事例について
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html?utm_source=chatgpt.com
- 32 40 60 69 inpit.go.jp
<https://www.inpit.go.jp/content/100882567.pdf>
- 34 人工知能により発明を自動化する - SyntheticGestalt
https://syntheticgestalt.com/ja?utm_source=chatgpt.com
- 35 「知的財産推進計画 2026」の策定に向けた意見募集【法人・ ...
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2026/pdf/shiryo2026_2.pdf?utm_source=chatgpt.com
- 37 創薬基盤&技術 | 研究・開発 | イノベーション
https://www.chugai-pharm.co.jp/innovation/rd/technologies.html?utm_source=chatgpt.com
- 38 医薬品開発の初期工程を高速化するAI創薬技術を開発
https://www.preferred.jp/ja/news/pr20210906?utm_source=chatgpt.com
- 39 オールインワンAI創薬プラットフォーム Elix Discovery™
https://www.elix-inc.com/jp/platform/?utm_source=chatgpt.com
- 41 52 65 70 Revised inventorship guidance for AI-assisted inventions
https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions?utm_source=chatgpt.com
- 42 48 cafc.uscourts.gov
https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2347.OPINION.8-5-2022_1988142.pdf
- 45 51 Commissioner of Patents v Thaler [2022] FCAFC 62 ...
https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/1529?utm_source=chatgpt.com
- 46 Federal Court of Justice, 11.06.2024, X ZB 5/22 - DABUS, ...
https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/2495?utm_source=chatgpt.com
- 47 Inventorship | epo.org
https://www.epo.org/en/news-events/in-focus/digital-innovations/inventorship?utm_source=chatgpt.com
- 49 copyright and patents: Government response to consultation
https://www.gov.uk/government/consultations/artificial-intelligence-and-ip-copyright-and-patents/outcome/artificial-intelligence-and-intellectual-property-copyright-and-patents-government-response-to-consultation?utm_source=chatgpt.com
- 57 判例 - 国内外における出願から訴訟まで知的財産業務をトータルにサポートとする大野総合法律事務所
<https://www.oslaw.org/publication/patent/202406.html>
- 64 66 バイオ・ライフサイエンス 知財ガイド ...
https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2026/09/guidebook.pdf?utm_source=chatgpt.com

76 AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/51-shiryu/02.pdf?utm_source=chatgpt.com

77 AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf?utm_source=chatgpt.com

80 J 0008/20 (Designation of inventor/DABUS) of 21.12.2021

https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1?utm_source=chatgpt.com

81 Commissioner of Patents v Thaler [2022] FCAFC 62, ...

https://www.wipo.int/wipolex/en/judgments/details/1646?utm_source=chatgpt.com